

開会 午前10時00分

◎町長挨拶

○議長（日時重雄君） おはようございます。

会議に入る前に、町長から発言を求められております。

この際、発言を許可いたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、令和2年第3回小坂町議会（臨時会）を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

議案の提案に先立ち、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた町の対応等について、議員皆様に報告いたしました4月22日以降の取り組みをご報告いたします。

人の往来が増える大型連休を控え、さらに感染拡大が懸念されることから、4月16日に緊急事態宣言が全国に発令され、これにより秋田県でも4月17日に緊急事態措置を決定し、適切な措置を講じるよう市町村に対して依頼がありました。

これを踏まえ、町では広報こさか臨時号を4月22日付けで発行し、町民に対して広く周知を図るとともに、町ホームページ、フェイスブック、ツイッター、防災メール、緊急告知FMラジオを活用して周知徹底を図ってまいりました。

また、4月26日には、北鹿地区5市町村による新型コロナウイルス感染拡大防止に関する全面広告を北鹿新聞に掲載し、注意喚起を行ってきております。

5月4日には、緊急事態宣言を5月31日までの25日間延長することが決定され、秋田県においても5月5日に緊急事態措置等が変更されたことから、広報こさか臨時第2号を5月7日付けで発行し、5月31日までの県外との移動の自粛、3密を避けるなどの要請を行ってきております。

先週14日には、感染の拡大が抑えられていることから、社会経済活動の再開に向け、秋田県の緊急事態宣言が解除となりました。しかし、持続的な対策が必要であることから、引き続き5月31日まで、感染拡大防止のための協力要請を町民に対して行うために、広報こさか臨時第3号を5月15日付けで発行しております。

そんな中、新型コロナウイルス感染拡大の影響による支援策等についても検討を進め、必要な事項については早急に対応してきております。

本日提案の一般会計補正予算（第2号）には、国の緊急経済対策による給付金を予算措置し、町民に対し迅速かつ的確な支援を進めるほか、一般会計補正予算（第3号）には、町が独自に感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活を支援するための第一弾としての支援策に係る経費を予算計上しております。

まだまだ支援策としては足りないものと考えておりますので、6月定例議会において、第二弾としての支援策を予算措置する予定としております。

議員各位におかれましては、町民及び事業者等に対する支援策についてご提言いただければ、反映させていきたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、前回説明いたしました小坂七夕祭などに加えて、アカシアまつり、町消防訓練大会、成人式、そして屋内温水プールと川上プールの今年度の営業は中止となっております。

成人式につきましては、今まで満年齢が19歳、20歳の方を対象に実施してきておりましたが、県内の大半の市町村では、満20歳、21歳の方を対象に実施していることから、この機会に1年延長して成人式を行うことといたしました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の終息を目指しての対応は当分続くものと考えておりますので、国や県の方針を見極めながら、感染拡大を防ぐ対策を適切に実施してまいりたいと思っております。

議員をはじめ、町民の皆さんには多くのご不便をおかけいたしますが、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

さて、本議会に提出いたします議案は、条例の一部改正の専決処分4件、令和元年度及び令和2年度補正予算の専決処分7件、工事請負契約の締結1件、条例の一部改正2件と補正予算2件の計16件であります。

いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いして、ご挨拶とさせていただきます。

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和2年第3回小坂町議会（臨時会）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） 本臨時会についての議会運営委員会を去る5月13日水曜日午前10時から、議員5名及び議長、副議長出席の下に開催をいたしました。

本臨時会に係る案件は、条例の一部を改正する専決処分4件、令和元年度補正予算の専決処分6件、令和2年度補正予算の専決処分1件、契約の締結1件、条例の一部を改正する条例制定2件、令和2年度補正予算2件の議案計16件であります。

したがいまして、議会運営委員会といたしましては、会期を本日1日間とすることを提案いたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第44号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第44号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることになったことに伴い、小坂町町税条例等の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間がなかったため、3月31日に専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

主な改正点は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、地方のたばこ税の課税方式の見直し等であります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第44号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

条文の改正については、審議の参考②、新旧対照表を参照していただきたいと思いますが、地方税制の改正により、町税条例の見直しが伴う主な改正内容を審議の参考①、審議の参考1ページの小坂町町税条例等の一部を改正する条例について、改正概要を使って説明させていただきます。

町税条例改正に係る主な改正点は、1点目に、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税

への対応、2点目に、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し、3点目に、地方のたばこ税の課税方式の見直しとなっております。

1点目の所有者不明土地等に係る固定資産税の課税への対応については、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間、現に所有している相続人等に氏名、住所等、必要事項を申告させることにするものでございます。

また、調査しても固定資産の所有者が明らかとならない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができるようにするものです。

2点目の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しについては、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平を同時に解消するため、死別、離別の場合と同様に、生計を一にする子を有する未婚のひとり親について寡婦（寡夫）控除を適用する。

寡婦、これは婦人の婦ですけれども、寡夫、夫の方です、と同じ所得制限、前年の合計所得金額500万円を設ける。

人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者に限定しないことにするなど、寡婦（寡夫）控除の見直しを行っております。

3点目の地方税のたばこ税の課税方式の見直しについては、軽量の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する、本数課税方式に見直しをするものでございます。

この改正は令和2年10月から実施されますが、令和3年9月までの1年間について、経過措置として0.7g未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税することにより、税負担の増加を緩和することになっております。

このような改正事項のため、町税条例の一部改正が必要となりましたので、関係する条文を改正いたしますが、引用されている地方税法等の改正による条項番号や字句の修正、また改元対応なども併せて改正しております。

以上で、町税条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第45号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第45号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることになったことに伴い、小坂町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間がなかったため、3月31日に専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

主な改正点は、課税限度額の引き上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなどであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安表明彦君） 議案第45号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

審議の参考①、小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例により改正内容を説明させていただきますので、69ページをご覧ください。

国保税条例改正に係る主な改正点は、1点目に課税限度額の引き上げ、2点目に5割軽減・2割軽減の基準額の見直し、3点目に国民健康保険税の課税の特例の見直しとなっております。

1点目の課税限度額の引き上げについては、基礎課税額分の課税限度額が61万円から63万円に、介護納付金課税額分の課税限度額が16万円から17万円に引き上げとなるものです。

なお、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額は変更ないことから、3つの合計による国保税の課税限度額は96万円から99万円となっております。

2点目の5割軽減・2割軽減の基準額の見直しについては、国保税の均等割、平等割の減額制度に係る所得判断において、5割軽減基準額の場合は28万円から28.5万円に、2割軽減基準額の場合は51万円から52万円に基準額の算定金額を見直すものでございます。

3点目の国民健康保険税の課税の特例の見直しについては、土地等の譲渡所得に係る国保税の課税の特例として、低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得の金額を特別控除後の所得で算定する特例を追加するものでございます。

このような改正事項のため国保税条例の一部改正が必要となりましたので、関係する条文を改正しております。

以上、簡単ではありますが、国保税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第46号 小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第46号 小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例は、小坂町に住宅を新たに建築し定住される方々に対して、当該住宅の固定資産税の5年間分を減免することにより、小坂町の定住人口増加及び地域の活力と魅力あるまちづくりを推進することを目的に制定したものでございます。

本条の一部改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、条例の第2条第2項にあります対象住宅の完成期限をさらに2年間延長し、令和4年3月31日までに改めるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第47号 小坂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第47号 小坂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正が令和元年6月5日に公布され、関連する固定資産評価審査委員会条例の一部改正情報が、今回の地方税法の一部改正情報とともに通知がありましたので、小坂町固定資産評価審査委員会条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間がなかったため、3月31日に専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

改正点は、引用している法律が変更されたことに伴う条文の改正であります。

詳細につきましては町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第47号 小坂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本条例の一部改正につきましては、小坂町固定資産評価審査委員会条例で引用されている行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正がされたことから、条文の整理を行っております。

審議の参考76ページ、小坂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

第6条第2項においては、法律の題名が、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められましたので、法律名の略称を改めるとともに条項の整理を行っております。

第10条第1項第2号及び同条第2項第3号においても、条項が改められましたので、条項の整理を行っております。

以上で、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第48号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第48号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

まず、専決処分をいたしました理由であります。年度末において、決算見込みにより歳入歳出予算に過不足の調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日付で措置したものであります。

本専決処分による補正予算は、既決予算額46億4,730万8,000円に歳入歳出それぞれ1億4,246万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億8,977万1,000円としたものです。

補正予算の歳入であります。町税の収入見込額、特別交付税及び譲与税並びに交付金の決定額を予算化したほか、国県支出金等の収入額の確定等によってそれぞれ科目を調整しております。

次に、歳出予算であります。決算見込額での調整が主なものであります。

予定していた事務事業はおおむね順調に執行することができ、予算編成から執行まで議員の皆様からのご指導いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

この補正の歳入歳出予算の調整としては、今後の財政運営に備え、財政調整基金への積立金2億9,019万円を措置いたしました。

この結果、令和元年度末の財政調整基金の残高は10億3,898万7,000円となります。

第2条の地方債補正において、事業費の確定等により発行額の限度額を調整し、その総額を970万円増の5億7,137万5,000円としております。

主な内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜

りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、令和元年度一般会計補正予算（第6号）の詳細について説明をいたします。

本補正は、町長が提案理由で述べましたとおり、決算見込みで調整した最終補正予算であります。

まず、歳入について説明いたします。10ページをお開き願います。

1款町税では、税額の確定見込みで予算調整を行いました。

3項1目軽自動車税、4項1目町たばこ税及び5項1目入湯税では、収入状況からそれぞれ4万6,000円、80万5,000円と5万8,000円の増額の予算措置を行いました。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税から11ページの8款1項1目地方特例交付金までについては、令和元年度の交付決定額で予算化いたしました。

8款2項1目の子ども・子育て支援臨時交付金は、昨年10月1日に開始した幼児教育・保育の無償化に係る令和元年度地方負担分について、全額国庫負担となったことから交付されたものです。

9款1項1目地方交付税にあつては、特別交付税が既決予算額2億円に対して、1億5,911万3,000円増の3億5,911万3,000円で決定いたしました。平成30年度交付額が3億4,199万6,000円でしたので、1,711万7,000円、5%の増となっています。

地方財政対策においては1.1%の増、全国各自治体への交付額は3.4%増、秋田県町村平均では5.2%の減となっておりましたが、当町においては、町民税の法人税割の修正分が算入されたことが主な要因と思われまます。

12ページに移ります。

10款交通安全対策特別交付金は、交通反則金を収入の原資として、交通事故発生件数及び改良済道路延長等を基に交付額が算定され、9月と3月に交付されるものでありますが、その算定において、9月期に交付すべき額25万円に満たない市町村には、該当年度において交付金が交付されないことから、小坂町もこれに該当し交付されませんでした。

12款使用料及び手数料以下17ページの21款環境性能割交付金までは、それぞれの決定額あるいは収入見込額等で整理をしております。

18ページをお開きください。

次に、歳出について各款項目の主な補正内容を説明いたします。

歳出は、各科目で不用額が生ずると見込まれるものについて整理しております。

また、補正額の財源内訳欄の数値は、歳入の調整に伴うそれぞれの充当財源の増減額です。

職員人件費の調整は、実績見込みによる時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、退職手当及び職員共済組合負担金を減額するものです。

1 款議会費では、各科目においての不用見込額の整理を行っております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、一般経費の不用見込額を精算しています。

4 目財産管理費では、町有財産管理に係る経費の不用見込額を減額しています。

5 目企画費では、各事業においての不用見込額の精算のほか、補助金では実績に基づきそれぞれ減額しています。

6 目電子計算費では、機器の保守料及びリース料等の精算のほか、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金の不用見込額を減額としています。

7 目基金費では、ふるさと納税に係る返礼品送料及び委託料を減額しているほか、収支予算調整の結果 2 億9,019 万円の剰余が発生しましたので、全額財政調整基金に積み立てることとしたものです。

この予算補正の結果、平成30年度末に10億1,628万5,000円であった財政調整基金残高は、令和元年度において3億5,600万円を取り崩し、3億7,870万2,000円を積み立てたことから令和元年度末残高は10億3,898万7,000円となります。

また、未来創生基金への積立金については1,300万円を予算化していましたが、収入見込みにより100万円を減額しています。

8 目バス運行費では、実績見込みにより、修繕費を減額しています。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費では、事務補助員賃金と業務委託料をそれぞれ減額しています。

3 項1 目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード普及促進のための事務補助員賃金を精算しています。

20ページです。

5 目町議会議員選挙費では、3月23日に執行された小坂町議会議員一般選挙に係る経費の精算として180万2,000円を減額しています。

6 項1 目監査委員費では、監査委員の費用弁償等を実績により減額しています。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計予算での

保険給付費の見込みによる減で、繰出金を464万5,000円減額しました。

2目高齢者福祉費では、各種サービス事業に係る業務委託料及び補助金と敬老祝金を、3目老人憩の家管理費では、指定管理料の精算によりそれぞれ減額しています。

4目医療給付費では、19節後期高齢者医療共通経費127万9,000円と20節医療扶助費について、その実績見込みにより合わせて1,480万円、後期高齢者医療特別会計への繰出金47万円を減額しています。

5目障害者福祉費では、20節扶助費について、その実績による467万円の減額が主なものです。

6目福祉保健総合センター管理費は、指定管理料の精算により減額いたしました。

7目介護保険費では、介護保険特別会計の保険事業勘定分について、保険給付費等の支払いの実績に応じて543万4,000円、サービス事業勘定については、サービス事業費の実績見込みにより190万円をそれぞれ減額として繰出金を計上しています。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、すこやか育児手当、子供の貧困対策事業を精算により合わせて274万1,000円減額しています。

2目児童運営費では、児童運営委託料、小坂 MARIA 園に対する補助金、子育てのための施設等利用給付費のそれぞれの実績見込みにより減額しています。

22ページに移ります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、かづの厚生病院医師確保対策支援補助金の減額が主なものです。

2目環境衛生費は、環境審議会や部会の開催実績による32万8,000円の減などです。

4目予防費は、定期予防接種者の減による減額となっています。

5目母子保健指導費では、乳幼児及び妊婦健診に係る経費をその実績により35万円、不妊治療等助成は、実績に基づき97万6,000円それぞれ減額しています。

6目健康増進事業費は、各種検診受診者の実績による117万円の減額などです。

7目資源循環推進費では、生ごみ処理器のモニター及び生ごみ処理器を新たに購入する方がいなかったため減額としています。

3項1目診療所費では、歯科診療所特別会計での運営費等の精算により、繰出金135万6,000円減額しています。

5款労働費、1項1目労働諸費では、実績見込みにより資格取得支援事業補助金を減額いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、農業委員の費用弁償を精算し、減額としています。

2目農業総務費では、事務補助員賃金を減額しています。

3目農業振興費では、戦略作物種子購入補助金及び環境保全型農業直接支払交付金を実績に基づき、それぞれ減額いたしました。

6目農地費は、農地・農業用施設災害復旧事業補助金を当初予算に計上していましたが、実績がなかったことから全額減額としています。

8目グリーンツーリズム推進費は、搾油施設及び畑作振興センターの光熱水費の減額です。

7款1項商工費、2目商工振興費では、七滝活性化拠点センターの各経費の精算のほか、補助金においてそれぞれ実績に応じて、合わせて200万5,000円を減額いたしました。

3目観光費では、各事業においての不用見込額の精算のほか、十和田湖・明治百年通り誘客促進補助金は、実績に基づき33万円を減額としています。

24ページです。

4目康楽館費は、康楽館の管理に係る経費の精算による減額です。

5目小坂鉱山事務所費は、実績見込みによる天使館の修繕料の減額です。

6目国際交流推進費では、中高生海外体験旅行の中止に伴う減額となっています。

7目小坂鉄道レールパーク費は、実績見込みによる修繕料の減額です。

8目地域連携DMO推進費は、秋田犬ツーリズムが実施している事業の精算により、負担金115万円を減額としています。

9目商品券発行費は、昨年10月から使用開始となったプレミアム付商品券について、2月末で使用終了となったことから、実績に基づきそれぞれ減額としています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、住宅リフォーム、融雪装置設置及びブロック塀撤去に対する補助金を、実績に合わせて111万5,000円を減額としています。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、町道除雪等業務委託料の不用見込額1,800万円が主な減額です。

2目道路橋りょう新設改良費は、橋梁長寿命化事業の事業終了により、不用額を精算いたしました。

4項都市計画費、1目都市計画総務費では業務委託料を、2目公園管理費では修繕料及び業務委託料を、3目下水道費では下水道事業特別会計補正予算による調整で繰出金をそれぞれ減額しています。

5項住宅費、1目住宅管理費では、実績により不用額をそれぞれ減額しています。

9款1項消防費、2目非常備消防費では修繕料を、3目消防施設費では修繕料及び水道事業消火栓設置負担金を、5目災害対策費では自主防災組織活動費等補助金をそれぞれ実績に基づき減額としています。

26ページに移ります。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、車借料を実績により減額としています。

3目教育助成費は、主なものとして、非常勤講師及び学校生活サポート員の勤務日数等の実績による精算のほか、スクールバス等運行実績に基づく精算、子ども・子育て支援事業施設型給付費は、該当児童がいなかったことから全額減額といたしました。

2項小学校費、1目学校管理費は、実績に基づく減額、2目教育振興費では、通学費や援助費の不用額を減額としています。

3項中学校費、1目学校管理費では燃料費を、2目教育振興費では各種大会派遣費補助金や援助費の不用額を減額としています。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、教育活動サポーターの活動実績による報償金の精算のほか、育児パッケージ贈呈者の利用者の減による不用額を減額といたしました。

3目芸術文化振興費、4目社会教育施設管理費及び5目公民館事業費でも、各経費の不用見込額を整理いたしました。このうち、4目社会教育施設管理費の設計委託料及び施設整備工事費は、川上公民館改築事業に係る不用額となっています。

5項保健体育費でも、1目保健体育総務費、2目体育施設費、28ページに移りまして、3目屋内温水プール費及び4目学校給食費について、各経費の不用見込額を整理しています。このうち、2目体育施設費の設計委託料及び施設改修工事費は、セパーム・アリーナ防災機能強化事業に係る不用額となっています。

12款1項2目の長期債利子償還金は574万6,000円の減としていますが、これは当初予算編成時に起債の借入額利率を高め設定したことなどにより不用額が生じたものです。

また、令和元年度の会計運用に当たり、一時借入れの措置を行わなかったことから、これに係る利子について予算化していた65万8,000円も減額いたしました。

7ページをお開き願います。第2表の地方債補正です。

変更は7件で、事業費の精算等に伴いそれぞれ調整し、総額に970万円を増額し、地方債の限度総額を5億6,167万5,000円から5億7,137万5,000円に変更するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第49号 令和元年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第49号 令和元年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決予算は、国民健康保険特別会計の決算見込みにより、令和2年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額から歳入歳出とも6,997万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,006万

2,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから、一般被保険者療養給付費5,318万8,000円、退職被保険者療養給付費27万8,000円、一般被保険者療養費33万1,000円、一般被保険者高額療養費1,068万7,000円、退職被保険者等高額療養費46万5,000円、出産育児一時金42万円、葬祭費60万円、委託料の確定により特定健康診査検診委託料250万円をそれぞれ減額するものであります。

歳入補正の主な内容は、一般被保険者保険税が499万円の増額、療養費等相当額が交付される普通交付金は当初交付予定額より療養費等が少額であったため6,886万5,000円の減額、特別交付金は交付額決定より389万3,000円の減額、一般会計繰入金は繰入額確定により343万3,000円の減額、雑入は一般被保険者第三者納付金を113万6,000円増額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ちょっと教えてください。

保険給付費に関わってであります。減額補正額5,300万円、これ一般被保険者分、それから高額療養費分が予算額5,800万円に対して1,000万円の減額、いずれにしても多いのですよね。こういう減額になったということは、療養費が少なく済んだということだと思いますが、特に少なく済んでいる状況について、予算の計上段階における疾病の状況等々考えて、こういう状況というのは、これからこういう状況になっていくのかどうなのか、この年だけが特別なのかどうか、その辺についてどういうふうに考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 一般的な答えになってしまうかもしれませんが、やはり国保におきましては被保険者数、こちらの方がやはり年々減少という幅が結構きているということがあります。

一人当たりの医療費につきましては、その月々において多少の変動はございますけれども、全国的な傾向としましては、やはり被保険者数の減少による療養費の減少というのが続いていくという形になっているようでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 国保加入者数自体がこれからだんだん減っていくという状況になるということからすれば、この傾向というのは今後とも続くのかなど。特別な疾病が、今度のコロナの場合のようなことが起これば別ですけども、通常の場合は、国保に対する何といひますか、療養給付というのは今後とも減ってくるというふうに考えていいということでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） そのように考えております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第50号 令和元年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第50号 令和元年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより、令和2年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額から歳入歳出とも5万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,507万7,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、一般管理費を5万7,000円減額するものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が60万9,000円の増額、手数料が9,000円の減額、一般会計繰入金では、事務費繰入金を20万円、保険基盤安定繰入金を27万円をそれぞれ減額、保険料還付金を18万7,000円減額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第51号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第51号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、介護保険特別会計の決算見込みにより、令和2年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

保険事業勘定は、既決予算額から歳入歳出ともに3,774万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億7,730万1,000円にしたものであります。

歳出補正の主な内容であります。保険給付費において、給付費等の実績に基づき、介護サービス給付費3,000万円、支援サービス給付費105万9,000円、高額介護サービス費120万円、高額医療合算介護サービス費50万円をそれぞれ減額、地域支援事業費において465万6,000円を減額しております。

歳入補正の主な内容であります。介護保険料329万円、国庫支出金243万5,000円を増額、支払基金交付金1,160万4,000円、県支出金194万9,000円、一般会計繰入金543万4,000円、基金繰入金2,449万円を減額し、予算整理しております。

また、サービス事業勘定におきましても、事業費実績見込みにより歳入歳出とも158万9,000円減額し、予算整理を行ったものです。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 1点、教えてください。

介護給付費、今お話しのように介護サービス3,000万円の減額補正ということですが、状況として介護認定者数は頭打ち状況、これからあるいは減っていく可能性はある。中

身の問題は別としてそういう状況。

この減額補正になったというのは施設入所関係か、それとも通所関係か、どういった状況で減額補正になったか、その要因について教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 減額の主な理由につきましては、施設入所者の減ということから、3,000万円近く落ちたという形でございます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） サービス事業の関係で12ページ、2款サービス事業費の関係で居宅介護支援事業、これが2目の介護予防支援事業の場合は、予算の半額以上が減額になっていると。こういう数字を見ますと当初予定したものが予定どおり行われたのかどうかと、そういう取組状況も含めてなぜこういう状況になったのか、教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 4月から雇用しておりました看護師1名が、介護予防事業の介護予防支援事業費の中の賃金という形で計上しておりましたが、その職員については9月末で退職をされましたので、10月以降、空席のまま現行の体制の中で業務を行ったということで、今回減額をさせていただいたものでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、この事業をするに当たって、9月末で看護師が辞めたと、それ以降補充をしなくとも事業展開はできたというふうに考えていいのですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 包括支援センターの方で雇用しております、今年度については会計年度任用職員になりますけれども、昨年度から1名減という形で、昨年10月から業務を行っておりますので、現在は現行の体制でいけるというふうなことでやっております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第52号 令和元年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第52号 令和元年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、歯科診療所特別会計の決算見込みにより、令和2年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも158万円減額し、歳入歳出予算の総額を5,871万4,000円にしたものであります。

補正の内容であります。歳出において、総務費及び医療費を実績に合わせて減額を行い、歳入においては、1款診療収入を45万9,000円減額、4款諸収入を23万5,000円増額、財源調整として3款一般会計繰入金135万6,000円を減額し調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第53号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第53号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、下水道事業特別会計の決算見込みにより、令和2年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも170万円減額し、歳入歳出予算の総額を3億26万8,000円にしたものであります。

歳出では、精算により下水道管理費86万2,000円、下水道建設費71万4,000円、公債費利

子12万4,000円を減額しております。

歳入では、受益者分担金及び負担金51万5,000円、下水道使用料54万4,000円、手数料2万5,000円、諸収入1万1,000円を増額、一般会計繰入金179万5,000円、下水道債100万円を減額しております。

第2条の地方債補正では、事業費の確定により発行額の限度額を調整し、その総額を100万円減の8,290万円としております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第54号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第54号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

政府は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を速やかに実施するために、令和2年度補正予算（第1号）を編成し、国会において4月30日に可決、成立いたしました。この補正予算の中には、町民に対して迅速かつ的確に支援するための特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金が予算措置されていることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、5月1日付で、これらに関する経費の予算の専決を行いました。

補正内容としましては、歳出において、2款総務費、1項総務管理費の10目に特別定額給付金給付費を新たに設け、特別定額給付金に係る事務費1,364万9,000円と、対象者4,946人に支給する給付金4億9,460万円を措置いたしました。

また、3款民生費、2項児童福祉費の3目に子育て世帯臨時特別給付金給付費を新たに設け、子育て世帯臨時特別給付金に係る事務費100万円と、対象者405人に支給する給付金405万円を予算措置しております。

歳入としましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金に特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金を、それぞれ歳出と同額措置いたしました。

本専決処分による補正予算は、既決予算額40億3,884万円に、歳入歳出それぞれ5億1,329万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億5,213万9,000円としたものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、令和2年度一般会計補正予算（第2号）の詳細について説明をいたします。

本補正は、町長が提案理由で申し述べましたとおり、国の補正予算で措置されました特別定額給付金と子育て世帯臨時特別給付金について、迅速かつ的確に支給する必要があることから、予算の専決を行ったものであります。

議案審議の参考の78ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町の支援について、概要を記載しております。

ナンバー1の特別定額給付金につきましては、4月27日の基準日において住民基本台帳に記録されている者が給付対象者となり、住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主に対して、給付対象者1人につき10万円を支給するものであります。

給付金の申請に当たり、必要となる申請書は先週の15日に郵送してありまして、申請方法は、郵送かマイナンバーカードを活用して行うオンライン申請が基本となりますが、どうしてもこの両方による申請が難しい方に対しまして、18日、昨日から24日の日曜日の午前9時から午後6時まで役場の1階の101会議室において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限の対策を行って、申請書類の受付業務を行っております。

第1回目の給付日は5月29日を予定しております。

6月以降につきましては、月3回程度の給付日を設定する予定で、現在作業を進めております。

なお、昨日から受付を開始しておりますが、申請書類の郵送は2,362世帯でありました。そのうち、昨日は郵送で404件、窓口申請の方が227件、オンラインが4件、計635件の方の申請がございました。申請率としましては、26.9%の方が行っているということになります。

続いて、ナンバー2の子育て世帯臨時特別給付金につきましては、児童手当を受給する世帯に対し臨時特別の給付金を支給するもので、令和2年4月分の児童手当の受給者が支給対象者となり、対象児童1人当たり1万円を支給するものであります。

支給対象者へは、給付金の案内チラシと希望しない場合等の申出書を郵送し、児童手当登録銀行口座等へ6月15日に振り込む予定としております。

補正予算書の5ページをお開き願いたいと思います。

歳出予算の詳細について説明をいたします。

先ほど町長が提案理由で述べましたように、2款1項10目に特別定額給付金給付費を新たに設けまして、特別定額給付金事務に当たる職員及び会計年度任用職員の人件費、封筒及びチラシ等の印刷製本費、申請書の送料及びシステム改修に伴う秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金などの必要経費としての事務費1,364万9,000円を計上したほか、特別定額給付金4億9,460万円を措置いたしました。

また、3款2項3目に子育て世帯臨時特別給付金給付費を新たに設けまして、子育て世帯臨時特別給付金事務に当たる会計年度任用職員の人件費のほか、給付金の案内チラシ等の送料及び必要な事務経費として100万円のほか、子育て世帯臨時特別給付金405万円を予算措

置しております。

4ページをご覧ください。

歳入につきましては、特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金とも全額、事務費も含めて国からの補助金が交付されることとなりますが、特に特別定額給付金の給付額が多額となることから、国庫補助金の概算払いを受けて対応することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第55号 和井内エリア観光拠点施設建工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第55号 和井内エリア観光拠点施設建設工事の請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本工事は、国立公園十和田湖への秋田県側からの玄関口である和井内地区に、交流人口の拡大と、小坂町の「町なか」への誘客を促し、十和田湖観光を再活性化することを目的とする、新たな複合型の観光拠点施設を建設するものであります。

建物は、木造平屋建て延べ床面積756㎡で、主な施設といたしまして、道路情報案内兼休憩スペース、フリースペース、厨房・お土産コーナー等を備え、このほか役場出張所を兼ねる事務所、機械室・ボイラー室等を配置いたします。

去る5月11日に、3者の特定建設工事共同企業体による指名競争入札を実施しましたところ、タナックス・小坂建設共同企業体が、消費税込み3億3,660万円で落札いたしました。

本契約が予定価格5,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（窪田圭一君） それでは、和井内エリア観光拠点施設建設工事の詳細について説明を申し上げます。

本工事は、3億円を超える大規模工事であることと、国の補助事業の制約上、翌年度への繰越しができないため、工期を短縮することを目的として共同企業体方式による発注といたしました。

町内外の建築工事、A級格付の6業者によって形成された3者の特定建設工事共同企業体により、5月11日に入札を行った結果、タナックス・小坂建設共同企業体が落札いたしました。

落札率は98.6%で、そのほか2者の共同企業体の入札価格は、消費税込みで、石川組・柳沢建設特定建設工事共同企業体が3億3,748万円、田中・花岡特定建設工事共同企業体が3億3,770万円でありました。

現在は仮契約を締結しており、議決をいただきました後に本契約を締結いたします。

次に、工事概要を説明いたします。

議案審議の参考の80ページから82ページをご覧ください。

最初に、80ページはエリア全体の配置図です。エリア中央付近にあるのが、本請負契約の

工事対象である施設棟です。施設棟左側にあるふ化場の道路付替工事も別工事では本年度施工予定としております。

次の81ページをご覧ください。81ページは立面図です。

施設は木造平屋建てで、木材は主に県産材を活用することとしております。

色彩は、国立公園地域内ですので、環境省及び文化庁の規定によりまして周辺の環境に配慮した色にする予定としております。

次に82ページをご覧ください。82ページは平面図です。

フリースペースには、休憩、飲食コーナーのほか、十和田湖やヒメマスを紹介する展示コーナーなどを計画してまいります。

ボイラー室には、環境省の補助事業を使って木質バイオマスボイラー設備の導入を計画しており、現在、補助事業採択に向けて申請中です。補助採択されれば、本工事とは別工事で発注する予定としております。ほかに、浄水施設整備工事も別途発注する予定としております。

施設棟の右側に隣接するトイレは、環境省が今年度中に整備するものでございます。

工期は令和3年3月5日までとして、年度内の完成を目指してまいります。安全に最大限配慮して事故のないように努めてまいりたいと考えております。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 1点だけ、考え方というかどうか捉えていくかということですが、いよいよこれ入札が終わって、議会で承認が済めば建設に入るわけですが、今のコロナの関係でいろいろな工事等々が遅れていると、ここはそれほど影響ないとは思いますが、機械器具等の入手ができなくて、思ったような工事が進まないというのがあちこちで起きておりますが、この計画どおりの完成というのはしっかりと見通しが立つのかどうか、その辺どういうふうに捉えているか、お伝えいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（窪田圭一君） 今のところ、土木建築工事におきましては、コロナウイルス感染症の影響が出ているという話は聞いておりませんので、予定どおり工期内に終了できるものと考えております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第56号 小坂町消防団の設置等並びに小坂町消防団員の定員及び任免に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第56号 小坂町消防団の設置等並びに小坂町消防団員の定員及び任免に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

消防団は、消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関ですが、地域における消防防災のリーダーとして、消火活動だけでなく、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。

しかし、入団者の減少による団員の高齢化や、退団者が入団者を上回る状況にあり、地域の防災力の要としての力が発揮できない団・班が出てきております。

そのため、消防団本部では幹部団員と協議の結果、団の再編を行い防災力の向上を図ることといたしました。

本改正は、団の再編に伴い消防組織法に規定されている階級と整合させ、及び町人口の減少と現在の団員状況を踏まえた定員の見直しを行いたいというものであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 議案第56号 小坂町消防団の設置等並びに小坂町消防団員の定員及び任免に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

議案審議の参考①、83ページの新旧対照表をご覧ください。

これまでの本部長と副本部長を削り、副分団長の次に部長の階級を新設します。また、定員を170人から150人に見直ししております。

今回の消防団の組織機構見直しは、町長から説明がありましたとおり、これまでの班単位での消防団活動が継続できなくなる可能性があるため、新しく分団内で部制を導入し、部単位での活動が可能になるよう班の再編、統合を実施していくものでございます。

次ページ、84ページの再編の組織図をご覧ください。

再編の内容としましては、1つは分団の管轄は変更せず現状のままとし、活動単位となる部を設置し、現在の班は消防資機材の管理の単位とさせていただきます。

2つ目として、部の設置に当たりましては、基本的に分団内の小型ポンプ、2班から3班で1つ、ポンプ車は1班で部を構成することにいたしております。

3つ目としましては、第3分団の取扱いについてはこれまでどおりとするものでございます。

団員が減少してきている現状下、地域や班への負担を増やすことなく地域の防災力の要となる消防団を継続していけるものと考え、小坂町消防団幹部会でご協議いただき、令和2年度から新しい体制で運用していきたいと考えております。

以上で、詳細説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第57号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第57号 小坂町消防団員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

先ほど、小坂町消防団の設置等並びに小坂町消防団員の定員及び任免に関する条例の一部を改正する条例制定でご説明しましたとおり、地域消防力の向上を目的として消防団を再編することにいたしました。

これにより、小坂町消防団員の手当等を定めている本条例と小坂町消防団の設置等並びに小坂町消防団員の定員及び任免に関する条例と整合性を図ることが必要となりました。

審議の参考85ページの新旧対照表にありますとおり、技術手当を管理手当に改め、別表の階級中、副部長及び副班長の職務を行う者の階級を削除し、階級を整理するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

して、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第58号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第58号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に加えて、町が独自に感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するため、第一弾としての支援策に係る経費を計上いたしました。

子育て世帯に対しては子育て世帯応援給付金、事業者に対しては雇用維持助成金及び事業継続支援金のほか、第1号補正で予算措置した感染症対応資金利子助成金を追加補正しております。このほか、今後の感染症対応としての医薬材料購入、5月下旬に開設される予定の鹿角地域感染症仮設診療所において、帰国者・接触者相談センターでPCR検査が必要と判断された小坂町民の初診料の自己負担分を措置しております。

総額で4,097万7,000円の予算措置となりますが、この財源としましては、5月以降中止となりました各種イベント等に対する負担金及び補助金等を減額しているほか、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

その結果、補正額は歳入歳出とも3,618万6,000円で、これを追加した補正後の歳入歳出予算総額を45億8,832万5,000円にするものであります。

第2条の債務負担行為の補正においては、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） ちょうど昼食休憩になりましたので、詳細については午後1時に再開から行いたいと思います。

それではこれから午後1時まで昼食休憩にさせていただきます。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

一般会計補正予算（第3号）について、詳細について総務課長から説明してください。課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の詳細について説明いたします。

議案審議の参考の78ページをお開き願いたいと思います。

先ほど、町長が提案理由で述べましたように、第一弾の町独自の支援策を予算措置したものであります。

表の一番下の子育て世帯応援給付金は、子育て世帯の生活を支援するため、国が給付する子育て世帯臨時特別給付金に1万円を上乗せして支給するものであります。

79ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金については、第1号補正で、小坂町管内での融資実行額を2億円として見込んでいましたが、相談件数が現在13件となっております、今後も増える見込みであります。

このことから、融資見込額も2億円を大幅に超えることが予想されることから、今回の補正で融資実行額を5億円に拡大し、それに見合う利子助成額を追加補正したものであります。

なお、この追加補正に伴い債務負担行為の変更も必要となることから、今回提案させていただいております。

事業継続支援金につきましては、秋田県が実施する秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付対象者となる全事業所に対しまして、1事業所当たり20万円の支援金を給付するものであります。

雇用維持助成金につきましては、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた町内に所在する事業所の事業主等に対し、交付決定額の9分の1を上乗せ助成するものであります。

このほか、町の支援としましては、町税の猶予について相談を受け付けているほか、十和田湖地区の下水道使用料の支払い猶予に対しても対応しております。

補正予算書に戻っていただきまして、6ページをお開きください。

今説明いたしました支援策のほかに、4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費では、今後の感染症対策に備えて防護キット、マスク、消毒液、体温計及びフェイスシールドなどを購入する予算を計上しているほか、5月下旬に開設される予定の鹿角地域感染症仮設診療所において、帰国者・接触者相談センターでPCR検査が必要と判断された小坂町民の初診料の自己負担の3割分を町で負担することとして、予算計上しております。

7款1項商工費、3目観光費から10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費までは、5月下旬以降、中止となりました各種イベント等に対する負担金及び補助金等を減額しているもので、5月下旬に秋田市で開催予定であったこれが秋田だ！食と芸能大祭典、アカシアまつり、小坂七夕祭、十和田湖山開きに係る分をそれぞれ減額して、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金に充当しております。

歳入につきましては、5ページをお開きください。

歳出歳入の差額分につきましては、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金を充当することとしています。

この臨時交付金については国から交付限度額が示されておりますが、今回の補正では満額充当とはなっておりませんので、今後、第二弾の支援策等を整理して、6月定例議会に提案させていただきたいと考えております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） まず、第一弾ということでありませけれども、関連して少し伺いをしたいと思います。

まず、第1点目なのですけれども、例えばこのコロナの関係で町が非常に期待をしていた事業等については、挫折している状況は、例えばINAKA SCHOOLの問題、せっかく軌道に乗り出して非常に期待をしている中で、ああいった状況の中で4月開校ができなかった。今後どうなるのか、危ぶむ節があると。事業そのものがもうなくなってしまうのではないかという危惧する方もいらっしゃる。こういう問題について、どういうふう考えているのか。いずれ、第二弾、第三弾の中で、こういう事業に対する支援等が具体化されるのかどうか、そういう考え方を一つお伺いをしたい。

もう1点は、同じような町の関わる事業の中で、例えば介護事業所等のデイサービス等では、非常にやはりコロナの関係でサービスをちゅうちょしている状況がある。サービスに来る人の状況、それからサービスを受ける事業所の状況、非常に厳しくなっている状況がある。こういうことに対する町としての支援というのは、何か方法があるのかどうなのか、現状を含めてどういうふうに捉えているかを含めて、考え方があったらお知らせいただきたい。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 今、INAKA SCHOOLの関係でのご質問がありましたので、私の方からその部分について、現在の進行している状況について、ご報告させていただきます。

INAKA SCHOOLにつきましては、外国から外国人を呼び込みまして、日本語学校の日本語教育を行うというスタイルのビジネスであります。

コロナの関係で、海外から、100か国以上のところの入国禁止というふうな形になっておりまして、現在では、海外から外国人をお呼びして日本語教育というモデルでは実行は難し

いという状況であります。

ですが、今回この、僅かでございますが、コロナウイルスの関係で、いろいろと事業を継続できるような町の補助金、また、そのほかにも秋田犬ツーリズムの方からのご紹介という縁もありますので、ツーリズムの方としてもいろいろな事業を委託するというような形で、事業活動をいくらかでも継続できるように支援していると、そういう状況であります。

いずれ、この状況が収まった暁には、また事業が再開できるのではないかなというふうな感じで考えております。

以上です。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） コロナウイルスの感染によります介護保険事業の影響等について、現状については、例えば、施設におきましては、もう既に1月後半から家族の面会を禁止して、外から感染のウイルスを持ち込まないという形で職員共々徹底をしていると。

それから、町内のデイサービス、社会福祉協議会で3か所、それから小坂ふくし会で1か所やっておりますが、これにつきましても、必ず利用者につきましては検温の徹底、それから職員にしても当然、町外への外出、県外へ行くことについては遠慮していただいているというように、職員も徹底した形で感染防止に努めていると。

昨日の段階でございましたけれども、まずそのコロナの関係で、収入的に大幅に落ちているというような現状はございません。

さらに、当然マスクが品薄になっているというようなことと、それから防護服が各施設共々やはり不足しているというような状況もございますので、そういった部分につきましては、小坂ふくし会から社会福祉協議会がマスクを1回借りるなり、いろいろな形の法人等々の連携に基づいて現在確保しているというような状況でございます。

今後につきましては、議員がおっしゃられるとおり、第2波、第3波が来る可能性が非常にあるわけですけれども、町も当然、中に入りましていろいろと協議をしながら、万全の感染症対策には努めていきたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 提案について、非常に必要な措置であるということを前提に討論をさせていただきますと思います。

先ほどのお話の中でも、町長からもありました。第二弾、第三弾ということも必要だという状況、状況を見ますと、恐らく世界的には夏段階でもこの状況は終わらないだろうという情報もある。

ある意味では、国内では来週解除という話もありますけれども、しかしまだまだ状況としては長引くということを想定した対策が取られなければいけないだろうというふうに思われるわけであります。

そういった中で、現在の状況を見ても、全国的あるいは県内の状況を見ても、それぞれの市町村で、それぞれの市町の置かれている状況の中で独自の支援策をいろいろ取られているという状況もあります。

具体的にいえば、例えば学校関係でいえば、給食費の負担全額、今年度は免除しようというような、そういう自治体もある。あるいは、子育て世代については、町の今回の予算にもありますが、関連をしてひとり親世帯についてはさらに上乘せの支給をしている、そういう自治体もある等々、また事業支援についても、県の対象外の事業についても支援をしている自治体があると。

こういうふうに、様々な工夫をしながら、それぞれの市町村でできるだけの支援をしているという状況あるわけでありますので、ぜひそういった、まずは県内における各市町村の状況等をしっかりと調査をしていただいて、その中で町ができる施策、町ならではの施策、これを第二弾、第三弾で期待をするということを申し上げて、討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第59号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第59号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出ともに869万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,923万3,000円にするものであります。

令和元年度地域支援事業県補助金の支払いが、県の事務手続きの遅れにより、令和2年度予算で交付されることになったことから、町でも令和2年度の歳入となります。

このため令和元年度の歳出に対し、歳入が不足する見込みであることから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和2年度の歳入を令和元年度に繰り上げて活用するために必要となる繰上充用金を追加するほか、平成30年度地域支援事業国庫補助金確定に伴う国への返還金手続きも遅れたことから延滞金が発生したため、歳入歳出を追加するものです。

歳出補正の内容であります。6款2項1目延滞金は平成30年度国庫補助金の返納期限を超えたことによる延滞金9,000円、8款1項1目繰上充用金は868万7,000円を追加いたします。

歳入補正の内容であります。今回交付される過年度県補助金に868万7,000円、諸収入に9,000円を追加いたします。

なお、4月30日に県長寿社会課長が経緯の説明と謝罪のため来町した際、体制を強化するなど今後このような事案が発生しないよう強く申し入れを行っております。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきまして、説明をさせていただきます。

例年、地域支援事業補助金は、国庫、県分とも交付決定後10月以降、3回に分けて交付されております。

令和元年度におきまして、補助金の交付決定や支払いがなされないことから、秋以降数回、県長寿社会課へ問い合わせをいたしましたところ、現在調整中であり、3月の年度末まで国庫、県分を一括で支払う予定との回答でございました。

しかし、3月中に補助金の交付決定がなされなかったために、再度、県長寿社会課の方へ問い合わせいたしましたところ、国と調整を凶っているとの回答でございましたが、複数の市町村からも同様の指摘があり、県において4月1日、事務を確認したところ、補助金の交付手続きが大幅に遅れたことにより、全市町村分の国庫、県分が未払いとなっている状況であることが判明いたしました。

その後、県から交付に向けてのスケジュールが示されまして、国庫補助金の支払いは3月25日付で変更交付決定を受け、4月22日に1,857万7,750円の交付を受け、令和元年度歳入といたしましたが、県分の介護予防事業分416万875円、包括的支援事業・任意事業分が452万5,675円、合わせまして868万6,550円については補助金交付決定自体が5月となったことから、令和2年度予算での支出となり、町でも令和2年度予算の歳入とする必要がありますので、補正予算書4ページの歳入5款2項1目2節と同項2目2節の過年度分としてそれぞれ追加したほか、先ほど町長からの説明もあったとおり、令和元年度の歳出に対し歳入が不足する見込みであることから、地方自治法施行令第166条の2の規定に従い、令和2年度歳入の県補助金過年度分全額を令和元年度に繰り上げてこれに充用するため、補正予算書4ページの歳出8款1項1目21節に前年度繰上充用金として追加をしております。

また、県におきまして、平成30年度国庫補助金確定による返還事務手続きも行っておらなかったことから、4月上旬に各市町村へ返納通知が届き、町では返還金186万3,814円を令和元年度予算で4月15日に納付いたしました。納付期限が令和2年3月31日であったために延滞金8,387円が発生いたしました。

この延滞金の納付期限が7月20日でありますことから、令和2年度予算で支出することになるため、歳出6款2項1目21節に追加しております。

なお、延滞金は県の事務処理が遅れたことが原因で生じたものであり、当初、県が直接支

払うことで国と協議をいたしておりましたが、国から返還金の納付義務者が市町村であり、発生する延滞金も各市町村とならざるを得ないとされました。

このため、一旦市町村が支払い、すべての事務完了後に県が市町村へ全額補填することになりましたので、この分として歳入9款2項2目1節の雑入に追加をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年第3回小坂町議会（臨時会）を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時24分